

# 沖縄県建築確認申請等運用要綱

平成 22 年 6 月 1 日  
沖縄県建築行政等連絡会議

## 第 1 目的

平成 22 年 6 月 1 日より施行される建築基準法施行規則第 1 条の 3 及び第 3 条の 2 の改正並びに「確認審査等に関する指針」（平成 19 年国土交通省告示第 835 号）の改正等により、「建築確認手続き等の運用改善」が図られることとなりました。このため、「沖縄県事前審査制度要綱」（平成 21 年 2 月 2 日制定）を廃止し、「建築確認手続き等の運用改善」の円滑な施行を図るため、「沖縄県建築確認申請等運用要綱」を定めて、建築確認申請等に関する統一的な運用を行います。

## 第 2 確認審査時に別途提出が必要な書類

- (1) チェックリスト（沖縄県建築行政等連絡会議作成版）
- (2) 建築確認申請前の調整事項届出（沖縄県建築行政等連絡会議作成各市町村版）  
※審査機関によっては、提出時に上記以外の必要書類が定められている場合があります。

## 第 3 受付要件

- (1) 必要な申請図書等がそろっていること。
- (2) 申請図書等は、チェックリストによる事前の法適合チェック及び設計図間で整合性のチェックが行われていることを代表設計者の責任において確認すること。
- (3) 受付チェックリストにより申請図書など必要事項についてチェックした後提出すること。

※なお、受付前に担当者が受付要件について審査を行い、受付要件を満たしていないと判断された場合は受付することができない場合があります。

また、受付後に申請図書等に記載すべき事項が大幅に欠落しており、建築計画が確定していると認められないものや設計図間の不整合が多数あり審査の実施が困難なものであることが判明した場合には、適正な確認申請図書とは認められず、提出されれば確認審査は終了することとなりますのでご注意ください。

## 第 4 建築確認申請等の運用

- (1) 事前相談  
道路に関する相談、法令の解釈等に関する相談、申請手続き等に関する相談などについては、事前にその内容をまとめ、確認申請等を提出する機関に予約を取って行って下さい。
- (2) 原則として差し替えのための確認申請図書等の持ち出しはできません。
- (3) 確認審査と構造計算適合性判定（以下「適判」という。）の並行審査  
適判が必要な場合は、並行審査を行います。ただし、意匠図、設備図、構造図、構造計算書の不整合や補正に時間を要すると判断された場合は、並行審査ができない場合があります。並行審査ができない場合は、建築基準法第 6 条第 12 項により審査期間の延長を行います。
- (4) 全体計画認定申請  
全体計画認定後に確認審査や適判審査の指摘により、認定申請内容に変更が生じることが想定される場合は、全体計画認定申請前に確認審査及び適判審査機関にて事前に審査を行うことができます。認定の事前協議時に調整して下さい。
- (5) バリアフリー法等の認定申請  
バリアフリー法等の認定申請については、「バリアフリー法等の認定申請における構造計算適合性判定に準じた審査に係る事務処理要領」（平成 21 年 12 月 18 日沖縄県建築行政等連絡会議）により、確認審査及び適判審査機関にて事前に審査を行うことができます。
- (6) 補正等の書面の交付  
申請書等に不備、又は不明な点がある場合は、補正等の書面（様式第 1 号）の交付を行いますので、補正期限までに補正を行って下さい。  
なお、期限までに回答がない場合、又は回答があってもその内容が不十分な場合や申請者等の意志による計画の変更が判明した場合には、建築基準法第 6 条第 13 項の法定通知を行います（法定通知を行った場合には、原則確認審査は終了となります。）

### 附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

「沖縄県事前審査制度要綱」（平成 21 年 2 月 2 日制定）を 5 月 31 日付けで廃止する。

この要綱は、平成 22 年 7 月 30 日から施行する。